

第八回国会 地方行政委員会 議録 第三号

(11)

昭和二十五年七月十五日(土曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事生田 和平君 理事川本 末治君

理事塚田十一郎君 理事藤田 義光君

理事門司 亮君

池見 茂隆君 大泉 寛三君

門脇勝太郎君 河原伊三郎君

清水 逸平君 中島 守利君

野村專太郎君 橋本登美三郎君

吉田吉太郎君 龍野喜一郎君

床次 徳二君 山手 満男君

大矢 省三君 久保田鶴松君

立花 敏男君 米原 昶君

松本六太郎君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席府政委員

地方財政委員長 荻田 保君

地方自治政務次官 小野 哲君

地方自治行政次長 鈴木 俊一君

委員外の出席者

總理府事務官(地方自治) 奥野 誠亮君

官(地方自治) 有松 昇君

財政課長 專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に關する件

地方税法案(内閣提出第一号)

○前尾委員長 これより會議を開きます。

地方税法案を議題といたしまして、質疑を続行いたします。龍野喜一郎君。

第一類第三号 地方行政委員會議録第三号 昭和二十五年七月十五日

君。
○龍野委員 それでは特に大臣にお尋ねする点を除きまして、御質問申し上げたいと思ひます。

まず第一点は、賦課期日及び納期に關する問題であります。本法案によれば賦課期日が條例によつて定めらるる場合と、法律によつて指定されたる場合と二通りあるものでありますが、大體いゝゆる三大税目については、この賦課期日並びに納期が法律でもつてきめてあるやうであります。しかしながらこの問題は、いつか多量なことから御発言がありましたように、日本の國は南北に長く、その氣候風土が大いに違つておるといふ見地からいたしまして、法律によつて期日を一定するといふのは、よほど避けなければならぬ問題じやないか。その土地、その土地の事情に応じたいやうにきめるのが原則であらうと思つたのであります。ことにまた税法の改正眼目が、その自治体の自主性によるというやうな見地から見ましても、この納期並びに賦課期日を法律をもつて一定するのは、よほど重大なる理由があらねばならぬと思つたのであります。何ゆゑにこれを法律をもつて全国的に一定したか。その辺のこゝについてまずお伺ひいたしたいと存するのではありません。

○小野府政委員 お答えをいたしました。今回提案いたしております地方税法案におきましては、御説明申し上げましたやうに、あるいは賦課期日または納税期日の訂正をいたしておるものがあるのではありません。ただいま御指摘になりましたやうに、おもな税につきまして、法律でもつてこれを定めるやうにいたしておりますことは、その通りでございます。この点につきましては、御説のやうに、わが國の地理的な事情から考えまして、氣候風土等から勘案いたして、これをある程度から地方団体にゆだねることが妥當ではないか、こゝ御意見もまたことにございまして、存するものであります。ただ國稅、地方稅全体を考へてみますと、これらの税目につきましては、やはり相互の關係を調整する意味合いから申しまして、法律でこれを規定することが妥當であらう、かやうに考へておるのでございます。もつとも特殊なものにつきましては、これについての特別な考慮を拂ひ得る道は、地方稅法中に開かれておるのでありますが、原則としていたしましては、法律でもつて規定することが、全般の振合ひ、國稅と地方稅との相互間の意圖から考へてみまして、適當であらうと考へておる次第でございます。

○龍野委員 次に納入の方法についてお伺ひいたします。本法案によりまして、納入につきましては、分割納入または物納の制度は認められていないやうに思つたのであります。しかしながら、予定の收入を確保するといふ意味からいいますれば、場合によりましては分割納入の方法もと、ことにまた償却資産のごときものを対象とする固定資産稅の場合におきましては、

物納制度もあるいは可能ではないかと考へるのであります。このことは財産稅においてすでに実施、実験済みの問題であります。これを特に避けまして、すべて金納にし、あるいはまた一時拂ひにしたという理由はどこにございましょうか。こゝいう問題こそは、その自治体の事情に依りまして、自治体において適宜に定めることが最も妥當ではないか。すなわち條例によつてきむべき問題ではないかと存するのであります。御當局の見解を伺つておきます。

○小野府政委員 ただいまの御意見は一面ごもつとも思つたのでございますが、今回の法律案の建前といたしましては、分割納入であるとか、あるいは物納の制度をとるか、あるいは徴稅の延期をはかるとか、さういふふうな方法によりまして、この間の調整をはかることが、地方稅の性格から見て適當であると考えました結果、たとえは國稅における財産稅の分割拂ひ、あるいは物納といふやうな制度をとらなかつたわけでございます。

○龍野委員 ただいまの御説明によりまして、政府の意圖するところはわかつたのであります。本法の總則に、すべてこれらのことにつきましては、自治体の條例をもつて実施しなればならぬと書いてあります。かゝるに自治体におきまして、その條例中に私が申し上げましたやうなことをやつた場合、たとえば納期を適宜に変更するとか、あるいはまた分割拂ひを認

めるという條例をつくつたやうな場合には、その條例は無効であります。かゝるいはまた單なる法律違反と申しますか、その程度で済むものであります。その点もう一べんお伺ひしたいと思ひます。

○小野府政委員 ただいま御指摘になりましたやうに、地方団体が納期の變更その他あるいは納入の方法等につきまして、かりにこの法律に異なつた條例を設けた場合におきましては、この法律の條章に照し合はせまして、有効ではないと考へております。

○龍野委員 地方稅法案の不成立に伴う措置についてまずお伺ひいたします。大臣の説明書にもあります通り、この善後処置といたしまして、平衡交付金約六百億円の概算拂ひを行い、なお不足については、大藏省預金部からの短期融資並びに長期融資といふ方法を用いておることに相なつておるのであります。その融資の額を参考書によつて調べてみますと、短期融資が約二百億、長期の分が四百四十億と相なつておるやうであります。昨日來國務大臣は、地方債の利子並びに借入れにつきましては、全力をあげて地方の希望に沿つたやうに努力するといふ言明があつたのであります。その際、これらの利子の補給、特にこのたゞの不成立に伴う預金部融資の利子補給について、何らの御説明を承らなかつたのを、私ははなはだ残念に存する次第であります。この法案の不成立がいかなるところにその責任があるかと

いう議論はさしおきまして、とにかく地方自治体にその責任が全然ないことは、皆様の御議論のないところでありま

す。にもかかわらず、その責任のない自治体に対しては、利子までも負担させなければならぬといふことが、この問題

まつた自治体としては、まことに迷惑しごくなことでありまして、この問題

につきましましては、すべからず国におい

てこの利子を考へべきものであると思

うのであります。承るところによりま

すれば、この問題につきましても、開

議として何らかの決定があるようであ

ります。が、この委員会を通じて、利

子補給に對しては、いかなる手段を講

ずるか、言明をいたしていただきたいと

存するであります。

○小野政府委員 ただいまの御質問に

お答えいたします前に、先ほどの納期の変更等につきましましては、もし地方団体が條例でこの法律に異なる定めをした場合に、これは違反であるといふことを申し上げましたが、納期の点は、その前に御答弁申したように、ある程度特例を認め得る道が開かれておるといふことに訂正いたしておきます。

なまただいまの、地方税法案の不成

立に伴ひまして、政府がとりました融

資の措置に伴つての利子補給に関する

問題でございますが、御指摘の通り、

地方団体の財政の窮乏しておる実情に

かんがみまして、何らかの財政的な措

という趣旨のもとに、研究をいたして

おるような次第でございます。

○龍野委員 そうすると、その点はい

まだ研究中に属して、利子補給につ

ては、政府においてこれをはつきり引

受けるというまでに至つていないので

すか。もう一ぺんお伺ひいたします。

○小野政府委員 重ねてお答えを申し

上げます。が、利子補給というふうな

方法によるか、あるいは他の適当な財

源付與の方法によるか、これらの点に

つきましまして、いづれにいたしまして

も地方団体が利子の負担を免れ得るよ

うな措置につきましまして、研究を進めて参

りたい、かように考へておる次第でござ

います。

○龍野委員 それから固定資産税につ

いてお伺ひいたしますが、二十五年

度は一七の税率にきまつており、そう

してその結果五百二十億を確保するとい

ふことに相なるのであります。が、そ

れが昭和二十六年の一月において、五

百二十億を上まわるようであれば一七

を引上げ、下まわるようであれば一七

を引上げるといふふうな御説明にな

つておる。あるいはこの問題は大臣

からお伺ひしなければならぬ問題か

もしれませんが、その前にお伺ひいた

したいのであります。が、われわれの見

解をもつてすれば、大体固定資産税の

土地家屋の倍率の九百倍が、前国会に

おいても相当議論のあつたところであ

りまして、すでにわが自由党において

も、九百倍でなければ所定の四百二十

億の土地建物の税がとれるかといふ

か、われわれの調査をもつてすれば、

八百倍でもとれるのではないかとい

ふような資料を持っております。しか

しなからこれは資料でありますから、

われわれも必ずしもこれをもつて確保

できるとは考へませんが、少くともそ

ういふ議論が支配的だつた。また償却

資産につきましまして、九十九億と予

定になつておるのであります。が、この償

却資産が非常に安全率を見込んでおる

全体としてやはり考へて行くことが必要であるという点から、一応来年の一月中に税率について、再検討を加えるという点に相なつたような次第でございます。なおこれらの点につきましては、地方財政委員会の萩田事務局長から御答弁申し上げたいと存じます。

○萩田政府委員 昨日大臣からも御答弁がありましたように、現在の見込みといたしましては百分の一・七という税率をもつて五百二十億ちようどという相当強い考へを持つておるのではありません。万一にもこれが違ひました場合は、補正するというような道を開いておるのであります。これはあくまで例外的に考へております。つまり現在では百分の一・七をもちまして大体五百二十億の収入を得、これを變更する必要はない、こう考へております。ただ万一にもそれが違ひました場合のことを考へまゐつて、念のための規定を入れておるような次第であります。

なせ入れたかと申しますと、税率が、ほかの税でございますと、標準税率でございまして、とり過ぎたり不足りなかつたりいたしますと、地方団体だけで自由になります。固定資産税の昭和二十五年に關する限り、固定税率でございまして、これはとり過ぎましても、足りなくても、地方団体だけでどうにもなりません。従いましてこのような道を全地方団体にかりまして、地方財政委員会が行うという趣旨なのであります。そこで問題といたしましては五百二十億はあくまでも固定資産税の対象になります土地家屋、償却資産一本にしまして、しかも同一の税率によりましてとるということ

期待しております。土地家屋につきましては、實際たいたいの資料によりまして、一筆々々賃賃格がきまつておつて、この調査は正確なもので、ほとんど狂いがございせん。ただ償却資産につきましては、實際の評価の实际情况を見なければならぬ状況であるのであります。従いましてこれはあくまでも一本として考へるのが至当だというふうに考へておる次第であります。

○龍野委員 ただいまの御説明によつて私達の考へと違ふところがありますが、先ほどもちよつと質問いたしました通り、五百二十億のうちに土地建物として四百二十億ばかり見込んでありますが、この四百二十億の税金は、倍率を九百倍にしないで、われわれの調査をもつてすれば、八百倍でもとれるという資料を持つておるのであります。先ほど申しました通り、われわれの資料が必ずしも万全とは申しませんが、しかしながら大体これは間違ひないところじやないかというふうに思ひます。これはまことにこの席上では申しにくいことではあります。新聞紙上伝うるところによりますれば、政府が最初地方税法案を提出する前に、その筋に折衝しておるときに、すでに八百倍という倍率を相当主張されておるというところを、われわれは知つておるのであります。それがいかなる理由でありますか、九百倍というところはどうしても變更できなかったというふうな、私は承知しておるのであります。四百二十億を確保するには八百倍でもよいというところは、ただ単なるわれわれの空論ではない。八百倍でもとれるという議論があることは、萩田さんも御存じだと思ひます。従いまして倍率の變更がもしできるといたしますれば、九百倍が八百倍でよいということになりますれば、その分だけ税率を引下げるといふことは可能性があるのではないか。一割強の税率を引下げるといふことは、決して四百二十億の固定資産税を確保する上において危険ではないという議論も成立するのであります。従つて一・七の税率にきめられたのであります。私の計算では一・六五あるいは一・六四くらいのところ

にきめられても、四百二十億を確保することは不当ではないといふことの考へを持つておるのであります。こゝういふ見地からいたしまして、固定資産税につきましてはすでに八月が賦課決定の期日でありまして、その成績をもつて一・七にしないで一・六五でもよいといふことになつたら、国民負担軽減の上におきましても、少くとも土地建物についてはその税率を變更するといふ勇氣があるべきではないか、償却資産につきましてはまだわからぬからどうにもきめようがないといふことは一応の議論であります。しかしながらこれは政治的の見解をもつてすれば、償却資産についても、税の大部分といふものは土地建物であるから、少しくらい間違つても償却資産の分は少いのであるから、これはやはり固定資産の税率と同じようにとつてもかまわないといふのが、政治家のとるべき決断力ではないかと思ひますが、この点大臣にお伺いする以外に道がありませんから、御当局には御質問申し上げますが、少くとも国民から余分にとる必要はないのであります。余分にとる必要がないことが明瞭になつたら、その分

だけでも訂正するというのが親切なやり方ではないか。しかも固定資産税の中に土地建物並びに償却資産の區別がなければいざ知らず、皆さんの提出されておる資料の中に数字ではつきりわかつておる。判然と區別されているならば、私はその區別された範圍において、極端な場合を言へば、區別した税率でもいいんじゃないかと思ひます。もうそのことは議論になりませんが、申しませんが、少くとも固定資産税については、この決定を一日も早くするといふぐあい、この改正法案が突施された場合、行政措置としても可能ではないかと考へます。私は一月中に決定するという文句は一月中まで決定するといふように解釈しても、決して違法ではないかと思うのであります。これについて御説明願ひたいと思ひます。

○小野政府委員 ただいまお話がございましたように、土地建物につきましては価格をはつきり把握することができまが、要は償却資産の問題とも相なるのでございまして、われわれの考へ方として取扱つて参りたいという考へ方を持つておりますがために、今回の法律案の内容もさうなうに織り込んであるような次第でございまして。先ほど龍野さんから、倍率の問題あるいは税率の問題について、先の国会における経過あるいは本国会に對して提案をいたします場合におけるいろいろの問題についてお触れになつたのであります。御説のようにこの法律案を提案するにあたりましては、種々の角度から検討を加えて参つたことは事実でございまして。しかし結局におきまして、提案をいたしましたような内容に、研究の結果最終段階において決定をいたされたということになつておるのでございまして。

○大泉委員 新しく大臣が就任されたので、大臣のおられるときに申し上げたいと思つたのであります。あとでお見えになつてから大臣から御答弁願ふことにいたしました。それ以外の点についてお尋ねいたします。私どもは長い間の地方税に對して審議して参つたのであります。たゞ／＼前国会においてはあつた結果になりましたが、あらためて提案されたこの議案に對して、新しくまた地方税に對する理解の深い大臣を迎えて喜んでおるものであります。殊にまた小野政務次官が引續き責任をもつて留任されたこと、私どもは非常に喜んでおるものであります。ただそれで問題は、今回の案が前回のと違つて、きつめて議会の希望を反映して、さうして修正されて提案された、こゝういふふうに申されるのであります。私どもはこれに對して相違不滿なのであります。附加価値税の実施期間を一箇年延期したといふことは、かえつて地方の実情に對してあまり政府がかつて過ぎるのではないか。地方においてはこの税制が実施されるものと思つて、相当用意をしておつたにもかからず、これをまた延期して、その実施を混乱させて、一箇年遅れてから従来通りにそれをやろうといふようなことは、まづたゞ地方の府県においては迷惑しごくであるといふような声が非常に多い。そしてそれはいろいろ期間的に、あるいは手続的にむりがあるといふような説明でありましたけれども、とにかく前回

会と今国会の開きがわすか三月しかない。これを一箇年引離すというところは、一箇年に引延ばさざるを得なくなつたといふことはどうもふに落ちない。これに對して政府はどんな考えを持つておられるか。今までの御答弁の中にはいろいろ含まれておりますけれども、特に議院工作においてとにかく前国会においては政府は失敗しておる。しかも今度またその失敗を繰返すような懸念がある。それは何かと言いますと、とにかく地方税は国税と並行して行かなければならなかつたのだ。ところが国税の方は先に独りで通つてしまつた。なるほど所得税を中心として非常に減税されておるのだから、これはよい。それで一つの問題として、通つたのであります。けれども地方税もこれに伴つて、むしろ地方税の方を先に通すべきになつたか。地方においてはそれ／＼の予算編成、あるいは改革されたところの手續上の準備もあるのだから、これこそ先に通して、国税は会期一ぱいにおいてこれをやつてもさしつかえなかつたのだ。それが逆に国税の方を先にやつて、地方税をあとまわしにしたというところに、いろいろ失敗があつたのじやないかと思ふのです。そこで今度は国税の方はもう実施が近づいておる。今度は地方税の方は一人歩きをしなければならぬ。荷物を持つたお客とから手の人とがともに連れ合つて行くときに、から手の人だけが先に行つてしまつて、荷物を持つて迷惑をかける人は車に遅れるという結果になる。これではどうも車に乗るときに断られるのに都合のよい一つの場合になつて来る。

しかも一箇年延期をするということになつては、まず議院の感情としても私は非常に悪いのじやないか、独立した一つの地方税になつてしまつて、国税と関連して進むべきところを別々に歩ませるといふことは、議院対策が非常にまずいものじやないかと私は思ふ。もちろん今の政府は大多数の輿論で、私ももともと輿論として大いに協力する。あるけれども、現在の立場において関係方面との折衝においてやはり政府と党はきつめて密接な関係を持つて、さしてないというらみがある。こうしたことは党内で発言すべき問題でありますけれども、私もどもは党に行つても二百八十名もおるのだから、発言の機会がなければならぬ。許されたのはこの委員会だけで、それから申し上げますが、こうした議會対策の拙劣な政府によつて、はたしてこの地方税が、しかも附加価値税の実施を一箇年延期するということが、現在の考え通りに実行できるかどうか。一年実施を延期しておる間に何らかの政治工作をして、これをうやむやにする考えじやないかという疑いを持つておられます。私は日本の産業の再建のためにどうしても必要だといふ法案でなければいかぬと考えて、この法案に對しては力こぶを入れて来た關係から、どうも一箇年延期に對して非常に不満を持つておる。これに對して政府の考えを少し聞きたかつたのでありますが、大臣がおられませんでした。お残りになつてこの處理に責任を持つておられる小野次官に承りたい。

○小野政府委員 大泉さんからまことにごもつともな点についての御指摘をいただきました。一面遺憾の意を表する点もあるでございます。さきの国会におきまして御指摘の通りに国税と地方税とを並行して御審議を願うというところが、最も妥当であり、また地方税法の改正の目的が、国税、地方税を通じて総合的に取扱はるべき性質を持つております点から申しまして、最も望むところであつたのであります。しかしながら諸般の事情からその機会を得ることができませんでしたことは、まことに遺憾に存するものでございまして、大泉さんからの御説のように附加価値税を一年間実施を延期するということがつきまして、各地方団体において諸般の準備も取進んでおる際であるので、適當ではないという御所見のようによつて、地方税の準備を整えておる間に延期をいたすといふことは、種々支障を生ずるであらうといふことは想像にたかくなないのであります。ただ一面附加価値税が実施されれば、二十五年一月一日から実施するといふことに相なつております。しかも附加価値税そのものの性格を考えると、流通的な性格がありまして、当然転嫁することに相なりますので、当初の案のように二十五年の一月一日にさかのぼつて実施することになります。負担の転嫁をまた遡及するといふ事態が起つて参ります。ところがすでに二十五年も半ばを経過いたしております。現状におきまして、今年当初にさかのぼつて負担を転嫁させることは、實際問題といたしましては不可能であり、かつまた事業経営者の負担が不当に多くなるおそれもございます。

いますので、この点につきまして考慮をいたすべき必要があるであらうと考えて参つたのであります。また附加価値税は御承知のごとく新税でございますので、相なるべくは準備の点につきましても、万全を期して参りたいといふことも考えまして、実施を延期いたしましたような次第で、政府といたしましては、税の負担の均衡なり、合理化なりを考へて、地方税制の改革をいたすといふことにつきましては、何らその所見においてかわりはないのでございまして、できるだけこの間において準備をいたしまして、その実施について万全を期して参りたいと考えております。附加価値税の実施を延期いたしました理由は、如上のような考え方から出ておりますので、何ぞ御了承を賜りたいと存じます。

○大泉委員 そうしますと、前国会ではほとんど五月まで国会が流れたので、それを昭和二十五年一月から実施するといふことは、やはり五箇月の実施できない期間があつた計算になる。初めからそういうことは、結局五箇月なり半年なりといふものは、遡及して実施しなければならぬ一つの法案であつて、しかもそれが幸か不幸か廃案になつたとすれば、前国会の議案としては、まことに信任のない議案であつたといふことになるのであります。しかも今度の案が修正され、固定資産にのりては幾分引下つた。これは悪くないのでありますけれども、附加価値税においては、ともかく前国会で否決のおかげでこうした結果を招いたとするならば、前国会においてはとにかく両院議長を招請され、そうして修正には同意できないという関係方面の意向を伝え、修正すら認められないという固い御意見に對して、修正できないからこれが否決になつたので、否決になつた案と修正とはどちらが重いかといふことはわからないけれども、修正の方は軽いように思ふが、特にこの結果においてはそういうことになつた。そうして今度出された案は、こういうふうに一箇年も延ばされ、あるいはその他の点において、とにかく国会の意見を尊重して修正されたといふことですけれども、私は政府当局の信念のないことをここに暴露するものではないかと、こゝに思ふ。私もどもは本来ならば、とにかく前国会においては相当種々な修正箇所もあつたのでありますけれども、これはまかりならぬといふことが関係方面から伝えられて、それとなくくわりして衆議院は通して行つた。それが廃案になつた。その結果また修正されたといふことについては、私もどもの立場は衆議院の絶対多数を持つ議員として、右向けといへば右、左といへば左、こんなばか／＼しい話はおそらくない。政府は私もども多数議員の氣持を迎へて、この法案に當つてもらいたいといふのが私の考えであります。政府委員に對する立場はこれだけにしておきますが、特にこの附加価値税に對する私のもの要望している点に對して申し上げますが、大臣の昨日の御説明の中に、社会党の門司君の御質問に對して、附加価値税はいわゆる大衆に物価として、あるいは商品の価格として転嫁されるものであるといふようなことを、半ば認められたような言葉がありましたけれども、私は附加価値税は、事業を経営する以上は、どうしても経費の一部に挿入しなければならぬ。い

わゆる事業をやるものは必ず収益を目的として、また収益を唯一の努力の結果として求めておる以上は、収益のない赤字経理であつたならば、なるほど経営困難とかその他の事情において負担過重になりますけれども、収益のあるものであつたならば、収益の面からこれは経費として控除されるのであるから、何ら負担において痛痒を感じない。しかも自由主義の立場において、自由競争が行われるとしたならば、自由競争という立場において、公衆に対してかえつて安い商品を提供し得られるというような機会を興えるということになつて、大衆に対しては絶対にこれは転嫁すべき問題ではないというふうには私は確信しておる。こうしたことはわゆる今日の統制経済のもとに経営をされたという半面から、原価計算の中に地方税が包含されたならば、これは一応統制の建前から物価の変動あるいは価格の変化も生じて来ますけれども、自由主義であつてみれば、いわゆる自由競争のもとにかえつてあらゆる経営上の改善を伴われて、物が安く提供されるという点からいって、これは大衆に転嫁するものでないという建前から、私はどうも附加価値税というものは、日本の産業界に及ぼす影響はきわめて安当で、あるいは復興を促す一つの税制であるというふうに考へておつたのであります。大臣におかれてもこのことについては常に大體同じ意見であられると信じまして、非常に喜んでおりますけれども、昨日の答弁の中にやはり矛盾する答弁がありましたので、一言お答えを求めたいと思ひます。

○小野政府委員 ただいま大泉さんから附加価値税の性格についてお考えを伺つたのでございますが、昨日また本日御答弁申し上げましたように、附加価値税の性格が流通的なものを持つておるというところは、私も従来からその考え方についてかわりはないのであります。ただその場合におきまして、一般に転嫁をするということについては、御所見と承つたのであります。が、もちろんこの附加価値税を実施いたします場合には、あるいは、事業経営者といつて、あるいは、その持つておる設備の改善であるとか、その他事業経営の合理化の点において企業努力をいたします場合におきましては、必ずしも転嫁をしないので済むという場合も想像されるのでございます。シャウプ税制報告書にもかような意味合いのことを指摘してゐるようでございますが、わが国の現下の経済事情とも考え合せまして、これらの点につきましてはなお政府といたしましては御所見を十分拜聴いたしまして、この新税の実施につきましては遺憾のないように取り運んで参りたいと思ひております。

○山手委員 私は簡単にいへば、この点について、少し大臣の御所見を承つてみたいと思ふのですが、反対をするための反対といふことでなしに、現在のところの事態が地方において起つておりますので、そういうことを中心にして御所見を伺いたいと思ひます。今地方に参りますと、この地方税の問題とからみまして、市町村の統合あるいは分離といふようなことが、いろいろ形勢の中心になつておるのでございまして、今度あたり私が地方をまわつて見ますと、これが地方の市町村のたいへんながらになつておるし、あるいは県会に持込まれて、県会をたいへん悩ましておるという事例もたくさんあるのでございます。いろいろ実情を探つて見ますと、この地方税法案が通りますと、ある地方は非常に財政的に有利になつて来るのではないかと、またある地方は逆に不利になつて来るから、今のうちに分離したらいののではないかと、あるいは先走つた考え方であるかもしれないのですが、そういうような考え方では現にいろいろ問題を起しておる実情もございまして、こういうふうなことにいつしやるか、あるいはまたこれに對してはどういうお考えを持つていらつしやるか、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。ただいまの御質問につきましては、この地方税法案は画期的な税制でございますが、いろいろ混亂も起きまじやうし、また不均衡な、ある県、ある市町村では収入が非常にたくさんあり、ほかの方面では非常に少なくて困るというやうなことが出て来ぬと限りません。そういう見通しもある程度ついてはおります。そういう意味におきまして、平衡交付金を適切に活用いたしまして、困つておるやうな市町村に対してはそれをわゆる平衡して行きたい、こう考へております。

それから将来をいたしましては、やはり市町村の合併とかいふやうなことが自然に問題になるだらうと思ひます。これはシャウプ勧告にもそう述べられておるようでございます。シャウプ勧告は政府が命令して市町村の合併をさせるというよりはよくないことだ。しかしながら自発的にある程度の市町村が合併して行く、こういうふうな調子にやつて行つて、有無相通するやうにしたいといふことを勧告しておるわけでありまして、私たちもそう考へております。今御承知の通りに一万四千六百六十六の地方公共団体がございしますが、この平均の人口は六千七百三十七人とかいふふうなことになるのであります。これは平均でございますから、そうすれば非常に少い人口の町村があるわけでございます。でございますから、大體においてわれ／＼といたしましては、地方公共団体は五千人不いし、一万人程度が最下底の団体である、こういうふうな将来は指導をし、勸奨して行つて、そして地方公共団体の強化をして行きたい、こういう考えを持っております。

○山手委員 地方公共団体の行つております事務は、大體ほとんど国政委任事務が大部分であると言つてもいいのであります。そのために地方団体の台所元が弾力性を失つて行つて非常に困る町村ができる。そうなつた場合には、当然今大臣のおつしやつた程度にまで合併をして行くことが必要だ、こういうふうな申されるのでございますけれども、しかしながら現在あります市町村の単位と申しますものは、歴史的、経過的にもいろいろな歩むべき道を通つて来ておると私は思ふ。地理的にもあるいはいろいろな關係からいたしまして、当然わかれるべくしてわかれておるのであります。今まで自主性を持つておつたものが、この法案を通しましたいきなり自主性を失うといふことは、この法案を出して参りました目的と相違が離れた意味を持つて来るのではないかと。そこで地方自治体の方といたしましては、これを今のうちに――今年に相当とれることはとれるだらう。今のうちに相当すべきことをやつておいたならば、平衡交付金も相当もたらえるのじやないかといふやうなことを考へておる理事者なんかもあるのじやないかと思ひますが、そういう点についてどういふふうにお考えになつておりますか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。たくさん市町村の中には、今度の税法改正についていろいろ今仰せになつたやうなことを考へていられるところもあると思ひます。しかし私自身といたしましては、御承知の通りに明治維新以上の民主革命ができておる今日でございますし、同時に地方の公共団体がしつかりした地方自治体になつてやつて行こう、こういうやうな非常に大きな革新が行われつつあるわけでございますから、なるほど明治初年以來長年の伝統がありまして、そのためになつておる。また独立してある町村があるといふことは仰せの通りでございます。しかし明治維新のときに各藩がつぶれて、府県制度、市町村制度ができたといふやうなことも、やはり時勢に応じてこういふふうになつたわけでございますから、今回地方自治団体を強化して行くといふ大方針を遂行して行きますにつきますのは、おいおいに各自治団体もさういふほんとうに日本の行政組織といふものに目ざめて、自分自身の力でやつ行くやうな方向へ進んで来られるだらうといふことを私

は確信しております。

○山手委員 とうとうことからだんだん道州制の問題が具体化されるんじゃないかというふうなことも地方では言われ、いろいろ議論をせられる原因になつてゐるのだらうと思ひますが、しかしながら現在の日本の状態は社会的にも経済的にも、非常に混乱をしてゐるのでありまして、これを過激にやりますことがいかに悪いかが非常に疑問があると思ひますが、この地方税法を通すことによりまして、ある市町村は非常に有利になつて来る。ある市町村は非常に困るというふうな事態が相隣り合つて生れた場合には、きつめて困難な問題を起すのでございまして、この点政府におかれましては十分慎重な対策を持つて臨まれることが望ましいんじゃないかと思ひますが、自治体警察なんかを持つております市町村は、そういう自治体警察を持つてゐるがために、非常に悩んでゐる。自治体警察を人口わずか二、三万の都市で持つておりますために、警察そのものには全然機動力もないし、経費のみかさんでございまして、しかもトラブルが絶えない。最近では公安委員会と警察長とが正面衝突をいたしました。両者辞表を出したとか何とかという問題も現に起きて、たいへんな荷やつかになつてゐるのではありません。そうだからといって、現在のような状態から行きますと、それらの人事の交流も行われぬ。またこの地方税法案が通りますと、自分たちでこの警察は維持して行くだというふうな意識があらいたしまして、これに監視をする目はきつくなるでございましょうけれど

も、その反面これに対して非常にへんな空気ができて来つた。あつた、またできるんじゃないかと思ひますが、現在の程度の小さな単位の市町村にまで、今後自治体警察をずっと存続して行くお考えがあるのか。今度の警察予備隊の問題と関連いたしまして、そういうものをどういうふうな考へていらつしやるのか、私は一つ伺ひしておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。警察問題は所管が違ひまして、私から正式に御答弁申し上げる筋合ひでもないと思ひますけれども、しかし今度でございます警察予備隊の組織、これは今までの国警とか自治体警察とかいうものとは、まったく關係のない一つの独立したものとしまして創設されることになるはずでございます。しかしこれはまだ指令が来ておりませんから確たることはわかりません。私の見通しとしては、たゞいままでわれわれが耳にいたしておりましたところの貧村と申しては相済みませんが、財政的に非常にきつうくつな小さい村とか町とかいうものに自治体警察を維持して行く。そうして維持ができるかできぬか、またそのために治安が維持できるかできぬかという問題が起きているうちに存じますが、その意味からいたしまして、先ほど私が申し上げましたように、小さい自治団体は、自分の治安の維持もできるような財源の確保もでき、また機能もできる。こういうふうなものになつて行つてもらひたい。こういうことを念願して、そういう方に指導して行きたいと思ひております。

○山手委員 いろいろ多方面にわたる

のでございませうけれども、私は現在の日本の状態は社会的にも経済的にも非常に不安定な状態が続いておるのであつて、朝鮮問題あたりが現に起きております。今日におきましては、この附加価値税とか、あるいは固定資産税というふうなものについて、地方では取扱いに悩むような事態が、今後続発して来るのではないかと。市町村長あたりが、たとへて言えば滞納の整理をいたすにつぎまして、その固定資産の評価が実際に適当に行われてゐるかどうかという点について、確信が持たないようなことが起る。あるいは附加価値税にいたしまして、政府が考へております附加価値税を過小に評価しておつて、そのために、附加価値税は大蔵省の法人税及び所得税の基礎になつたものを用いて算出したというのであります。大蔵省の見積りの一〇％減ぐらひで押さえておられるように説明で承つておられますが、そういういたしますと、逆に予算以上に徴税が酷になつたやうなかつこうになる。従つて市町村長はこれの滞納処分をいたすにいたしまして、現に困つて来るという事態が起るのではないかと。思ひます。市町村長が、そういう事態について大臣はどういうふうにお考えになつておられますか。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。固定資産の評価と何かと申すことにつぎましては、地方自治団体の本能をいたしまして、自分自身でこれをきめさせたいというのが、今度の根本方針でございます。市町村におきましては、市町村の固定資産評価員というものをつくりまして公平に評価さ

せ、それを市町村長がきめるといふことになつております。そういういたしますと、ごく身近なところにある資産をまたこれも身近な公平な評価員が寄つて審査してやることとございします。この固定資産の評価というものの対しては、おそらく中央政府が査定するといふようなことよりは、もつと適切な評価が出て来る、こう私は考へております。それから財政が非常に多くなつてゐる。今度の税法の改正のためにも多くなるようなことがあるかもしれませんが、それにつぎましては、標準税でございしますから、その標準以内において上げたり下げたりして、調整をとり得ることと存じます。それから、市町村におきまして、あまり懸念を私は持つておりません。

○山手委員 非常に地方税の滞納が多くなつておるようでございますが、この整理をいたしますのに、今市町村で整理組合というふうなものをつくつて、組合で整理をしよう、こういうふうな仕組んでやつておるようでございますが、この整理組合というものは、法的にどういふふうに根拠を以ておられますか、ひとつ伺ひしたいと思ひます。

○小野政府委員 山手さんから将来の地方団体の財政の点についての御懸念の事柄につぎまして御質問がございしますが、滞納整理等につぎまして、あるいは組合をつくつたりしてやつておる向きもあるようでございます。この点につぎましては、そのお互いの申合せによりまして、おそろひ滞納の問題を整理して参らうという趣旨から生まれて来ておるものと考えられるわけでございます。政府として特にこれを強制

して、滞納整理についての組織的な活動を態勢するといふふうな態度には出しておらないわけでございます。ただ今後そういうふうな滞納の整理についての各地方団体、あるいは地方住民各位の御熱意の結果、そういうふうな方法によつてやつておられる向きが出て来るのではないかと。かように考へておる次第でございます。

○山手委員 どうも私は、地方税法案が通つて、現に市町村長がこの徴税の前面に立つた場合には、相当新たな困難を地方自治体に加えるのじやないか、というふうな気がするのであります。が、しかもそれに副次的強化をもつて臨んでおるののののの、何か地方自治体は下部におきまして、非常に弱い面があるのののの、強い市民に対しては、いよゝゝ弱くなり、弱い者に対しては、いよゝゝ強くなるというふうな傾向が今後出て来るのじやないか。もつとこの滞納の整理をする組合とか、そういうふうなものについて万全の措置が講ぜられるのなければ、いたずらに市町村長を苦境に立たすのみで、実効が少いんじゃないか、私はこのういふふうな気がするのであります。寄付金のごときのものでもそうでありまして、この法案で強制してはいかぬといふふうなことになるのであります。したが、逆にこれが地方では非常に困つた問題は、国の事務、たとへて言へば裁判所の建設費とか、あるいは検察庁の建設費とか、あるいは労働基準法の関係による庁舎を建設するの、やはりそういう背後にあるものを、市町村長はいきなりそれをかけるわけにいかぬとは考へながらも、何か弱みに

○橋本(登)委員 二、三の点について
政務次官にお尋ねいたします。昨日の
委員会で大蔵から地方財政確立の方針

財源はもちろん地方税収入を大宗とすべきでありませうけれども、一面地方財政の均衡を目的としたしました地方財政平衡交付金は、これもまた重要な要素であろうと考えておるのであります。

従いまして、ただいま御指摘になりましたように、地方税収額並びに地方財政平衡交付金が一般財源として地方財政の確立に必要なものである、かよう

て行くということは、これまた地方財政の確立のためには必要であらうと考へております。ただ問題は、地方税の増加をはかつて行きますためには、どうしても国税との関連において、国民の負担等から勘案して考へて行く必要があるのではなからうか、かように思つておるのでありますが、たま／＼シャウブ氏が来られまして調査をいたされました結果、わが国の地方団体がなお未熟の段階にあつて、適正な財源を付與する必要がある。それにはまずもつて地方税の財源を拡充する必要があるから、大体四百億程度の増徴をする

しまして地方財政の衡平な、言いかければなるべくでございこの生じないような措置を講じますための調整の役目をする交付金として、地方財政平衡交付金を運用いたすことになりますので、一般財源としての地方税の収入、これは先ほど申しましたような担税力その他の経済事情とも考え合せ、また国税との関係において考えなければなりませんのと相まつて、地方財政平衡交付金の算定にあたりましては、地方団体の財政需要を資料によつて精査いたしました上で、その見込み額を地方財政委員会で決定いたして国家予算にこれを

情勢に現在なつておるのであります。従つて今後地方におけるところの歳出というものは、現状を維持するよりは、だん／＼と増額せられるような傾向になるのではなからうか、ことに今回の地方税法によつて、地方にある程度の財源が興えられたのでありますからして、従つて土地改良事業ばかりではなく、道路あるいは土木事業、こういうものについても地方町村がみずから自主的に行わなければならぬような面になりつつある。こういう点から考えても、この地方税法による二十五年度のわくというものを、将来ともこういう

事業を考へて増額する意向がおありになるのか、それともこれらの点は、現在の地方における租税能力から考へて、四百億円の増徴というものは樂ではないかも知れませんが、可能であるという見解において、本年度の予算の中に四百億の増徴を見込んでおられるようであります、これは将来においても必ずしもこれ以上の増額が可能とは言にくいのでありますからして、それらの事業費というものを将来考へますと、当然交付金によつてこれをまかなわなければならぬような面が出て来るのではないかと思ふのであります。従つてこの意味において、来年度における徴税による収入のお見込み、並びにそれらを勘案しての交付金の増額についての政府の御所見をお伺いたいと思ひます。

○小野政府委員　ただいま私から御答弁申し上げますのは、主として一般財源の点について申し上げたのであります。その他においてもあるいは地方起債の問題等もございますが、それは実は一応ふせておいたわけであります。地方財政法によつて規定されておりますような特殊な事業を遂行して行きますためには、地方債によつてこれをまかなうということも考えられるのであります。一般財源といたしましては、ただいま申し上げたような財源にこれを求めて行くことに相なるのであります。ただいまお話がございました地方税収額を、将来においてさらに増加することが、地方における事務の増高と相まつて必要ではないか、こういう御所見のように承つたのであります。その場合におきまして、国民全体の担税力を考え合せまして、国税と

地方税との関連において、地方税収額を増加して行く傾向に持つて行くことが必要であらうと考えるのであります。言いかえれば、国の歳出をできるだけ節約する、あるいは国及び地方団体相互間の行政事務を改めて検討いたしまして、これを再配分することによつて、これに伴う補助制度であるとか、あるいは財源措置を考えて行く、こういう根本の問題がなお残されておるように考えられるのであります。

また地方財政平衡交付金の問題でございますが、これは御承知の通り国庫の支出金でございますので、その運用についてはまことに重大な関心を持たなければならぬと思つておるのであります。まして、いたずらに国の支出金を増加することのみに目的をいたしました場合におきましては、地方団体の自主性があるいは阻害するような結果になるおそれもないことはなからうという懸念もあるのであります。従いましてこれらの点は、地方財政の状況と相まつて、しかも国が財政的にも地方団体の自主的な運営を維持して行くような方向において、地方財政平衡交付金の問題については考えて行く必要があるであらうと思つておるような次第であります。要は国税、地方税を通じまして、むしろ地方税においては担税力との関係において増加をする傾向にある、かように考えております。

○橋本登喜委員　ただいまの私の質問が少し不明瞭であつたせいか、お話の方もちよつと見当違いな点があるのでありますが、私の申し上げたのは、地方財政の確立は、地方税法とこの平衡交付金との二本建で、今後政府は考えて行かれると思うのであるが、この税

法によりますと、固定資産税は本年度においては、特別の処置でありますけれども、いずれにせよこれらの税法によると標準税であつて、必要によつてはそれを上まわつてとつてもよいし、あるいは下まわつてとつてもよろしいというようになつております。その点から考えれば、その町村の担税能力があるならば、もちろん上まわつてとれという意味でありましようけれども、実際問題として地方においては、ある

いは必要以上に担税能力を考慮せずして、上まわつて税率をかける場合がなきにしもあらずの状態であります。そうなりますと、今回の増徴によつても地方町村の担税力は相当限度に来ているにかかわらず、あるいはむりな徴税が行われるということになれば、地方町村における財政の方はゆつくりするが、町村民は非常に困つて来るというのが、町村民は起きはしないか。従つてあくまで平衡交付金なるものは、地方財政確立の上においては絶対的に必要なる要件である。今政務次官のお話では、こ

ういうものを将来においてはできるだけやめるなり小さくして行つて、主として地方税法による収入によつて行くべきだというお話であります、私はそうではなくして——この地方税法によつて得る収入は各地が平均せられない。大きく考えましても東京都と青森県では非常な差異がある。そういう場合に地方税法によつて得る収入は、各府県の富の偏在によつて非常な相違が出て来るのであります。これを調整することがもちろん平衡交付金の使命でもありますけれども、同時に地方税法だけによる収入では市町村の財政の確立は不可能であるからして、そこで国

家がそういう意味においての平衡交付金によつて、地方財政の確立をはかると、こういう建前であると思うのであります。従つて現在すでにある限度に達している現状においては、これを將來において増徴的な方針をとるよりも、より一層平衡交付金によつて將來ある程度カバリーしなければならぬのではなからうか。ことに本年度においてはこの税法案が可決になりましたも、時期的には非常にずれておりますので、地方税法による収入は予定の金額が上るかどうかは非常に疑問視せられている。こういうときでありますから、本年度においては特殊な立場であ

りますけれども、将来においてもその点においては平衡交付金の使命はまことに重大である。その点政府はあくまで平衡交付金というものを置直し、これが助長をはかるお考えであるか、あるいは今お話のように、主としては地方税法によつての収入を考えて行くのだという御方針であるか、その点を明らかにしてお示し願いたい。

○小野政府委員　私の言葉が少し足りませんでしたために、はなはだ申し訳ないと思うのですが、私が地方財政平衡交付金のことを特に強調して申し上げた点は、地方自治の強化なり、あるいは地方分権の確立を確信いたしました。地方財政の自主性を高めて行くという観点から申しますと、いわゆる国の支出金にあまり依存するというような傾向は、十分に運用の上で考慮しなければならぬ、こういうことを申し上げたつもりでございます。しかしながら御指摘のように、地方税の収入額を増加して行くといいますが、これは国税の方の軽減の措置と相まって考

えなければ、国民負担の均衡化なり合理化の点から申しまして、必ずしも安当でない場合が起つて来るかと思うのでございます。と同時に、地方税の收入を得ましても、ただいまお話のごとくに、地方団体によりましては、あるいは地域的に、あるいは経済的に、均等な税收を得ることはほとんど困難と申さなければなりませんので、政府におきましては地方財政平衡交付金制度は、今後もちろん継続して参りたい。それによりましてできるだけ地方財政の衡平化の目的を達成するようにしたい、かように考えております。

○橋本(登)委員　大体了承いたしました。が、今年度地方税法案が通過しませんがために、地方においては銀行その他から借入れ金を行つて、辛うじてまかなつておるような様子であります。が、新聞の報ずるところによりますと、大体全国においては六億万円ぐらいの金額になつておるといふ話であります。これらに対して政府において何

らかの処置があるように聞いておりますが、これが具体的措置並びに本年度においてもなお市町村等においては二百億円程度の平衡資金の増額を希望しておられるようであります。これに対して政府の見通しをお伺いしたいと思うのであります。

○小野政府委員　ただいま橋本さんの仰せになりました六億圓という金額は、おそろく融資に伴う利子の負担ではなからうか、かように思うのでございますが、この点につきましては、政府は何らかの財源的な措置を講じて参りたいということを決定的いたしております。ただその具体的方法といたしま

なお二十六年度における地方財政計画特に地方財政平衡交付金の増額の問題につきましては、国の予算編成方針と相まつて決定したさなければなりませんし、地方財政委員会において、各地方団体から地方財政の需要額に必要な

○橋本(登)委員 大臣にお聞きいたし

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。ただいまの御質問、しごくごもつともで、公定価格についてはいろいろと、そういうことが出て参りますが、全部の税金を勘案しまして、そうして統制価格に影響を及ぼさせる、こういうふうな考えを持っております。

りますから、これも原則として、標準
税としてなおこれを市町村におまかせ
になる、こういう方針になされた方
が、かえつて税の本質としてよろしい
のではないかと思うのであります。が、
その点についての修正の御意見は、政
府当局におありになりませんかどう
か、お聞きしたいのであります。

す、地方団体のうちの七割に及ぶものもありませんが、以前の旧税制により、標準税率を越えて課税しておつた。今度の新税制においては、こういふ点がなくなるといふ意味であらうと思ひますが、先ほども御説明がありましたように、今度の税制によると、場

○岡野國務大臣 標準税率で大体千九百八億円がとれる自信があつて、政府としては出しておるわけでありまして、

○米原委員 標準税率でやればそうでありますが、實際問題となると、地方団体が自主的にきめるわけではありますけれども、政府のやり方と

う。何とんとすべからず標準税率で有利と
るというふうに考えておられるのであ
りますか。実際問題としては標準税率
を突破せざるを得ない地方団体が、相
当できるのじやないかということ、
われ／＼は危惧しておるのであります
が、そういう点についての見解を聞き
たいのであります。

いしたいのは、今度の地方税は前国会の場合と内容においては、修正と言いましても、事実上そんなに大きな修正でないと思うのでありますが、ただ客観的な情勢に非常に変化があると思ふのであります。そういう意味でこの案が今後の日本の経済、財政に及ぼす影響が、非常に著つて来ると思ふのであります。

たわけでありませんが、たとえば海上保安庁だけでも七、八十億の費用がいる。この下半期だけで七、八十億の予算がある。それからさらに警察予備隊、これがどのくらいいるか。新聞の報道するところでは、まだそれほど大きくも見えませんが、それでも海上保

ももつと大きいのは、今度の朝鮮事件の影響で、たとえばわれ／＼が常識的に考えてもわかる点であります。終戦処理費はほとんどすでに使ひ盡されているというのを聞いておりますし、公共事業費に対する見返り資金からの支出の面でも、ほとんどこれが使ひ盡されておると聞いておる。そのほ

九

か、どういふ見込みで行くのであるか、この点を私は伺いたいのであります。それがわかりませんと、ただいまおつしやいましたように、標準税率で大体行けるとおつしやつても、事実はそういうふうに行かないのではなからうかというふうにわれ／＼は危惧する。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。警察予備隊のこと、海上保安庁のこと、これは中央の資金をもつてまかなうものであります。地方の自治団体には財政上の影響はございません。それから政治でも経済でも社会でも、御承知の通り日々刻々変化しつつある世の中でございますから、これから先いかに相なりますか、これは神様でなければわからないような状態でございます。でございまして、ただいままでの私の観測といたしましては、朝鮮事変が起きました、地方財政に大きな影響を及ぼすというふうなことは、地方財政に關する限りはまだ私は何もない、こう考えております。

○米原委員 ただいまの御見解を聞いておりますと、それほど簡単にお考えになるような事態では事実に私は思ふのです。この前も岡崎官房長官は、この事件は一箇月で終るのだというふうな、非常に樂觀的なことを新聞紙上で放送されておりました。私たちが非常に驚いたわけでありまして、果敢そんな状態ではない。トルーマン大統領ですら数箇月というふうなことを言つておるようでありまして、おそろしく相当深刻な影響が起つて来る。しかも昨日の施政方針演説を聞きまして、明らかに國際連合に協力するといふ形で、実際に今度の事件に

協力するといふ形が、はつきり政府の施策として出ておる。でありますから、たとえば海上保安庁の哨戒強化というふうなことは、それからわれ／＼常識で考えても電信、電話關係の方面で、非常な費用がかつておることをすでに承知しております。それから税關の検査の費用、この武裝するための費用、また直接なものとしては飛行場の建設費、それから武器や彈藥の国内における輸送費というふうなものが、おそろしく膨大なものになつて来る。だろ

うといふことが考えられる。それが地方の費用だからとおつしやいますけれども、そういうふうな莫大なものが地方で出るとするならば、そうしておそろしく終戦處理費の方で足りないだらうと思ひますが、そういうものがそういう形で出てくれば、当然これは地方財政にしろ寄せて、起債は不可能になつて来るというのを、われわれは心配するのであります。そういう点で全然そういうことについて條件が目まぐるしくかわる状態であるから、そんな先のことは考えないけれども、全然先は心配いらぬのだというふうな樂觀的な御意見を聞きましては、われわれはとてもしういふことは承服できません。だれしも現在国会議員のお方は承服されない。われ／＼は断じてこの議會を翼賛議會にしてはならないと思ふ。もつと明瞭にその点について、どういふ状態であるか、どういふふうなわけ／＼が一体費用を出すことになつておるのか、こういう点について私

はできた大蔵大臣に聞こうと思つておつたのであります。大蔵大臣御出席がないのでありますけれども、國務大臣として当然朝鮮事変に伴う今後の日本

本の財政の行き方というふうなことについては、そのくらいのお考えがあると思ふのであります。そういう点をもつと明確に話していただきたいと思ふ。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。私は今までは実業家でございますが、しかし官吏になりましたとやはりセクシヨナリズムになりました。地方自治の長官といたしましては、地方自治の強化というのに対して万全の、また最善の第一の責務と、それから義務を感じておるわけでございまして、その意味におきまして私は、ただいままでの情勢におきましては、地方財政に対してはよりつぱにシャープな通告の通り地方自治団体が財政上強化されて行くといふ方向に進ませて行く確信を持つております。同時に國務大臣としての答弁をお求めになりますれば、それはただいま／＼今後の成行きを見、それに対して相當な考えをまとめるなければならぬ、こう考えておりますけれども、これはまだその時期まで到達しておりませんから、ただいま言

明の限りではありません。

○米原委員 私はこれは非常に重大な問題であると思つておりますが、全然そういう点について地方のことはとて／＼とかわれませんが、それでは地方の財政の面でも、そういうことが現われておるのではないかと、このことである。たとえば飛行場の設備を要求するとかいふことで、直接地方の官庁に対して資材や資金を出させておること、こういう事例がすでに出つておることについて、いかが考えておられるか、聞きたいのであります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。す。そういうことは中央政府の財政資金の中からやることでありまして、地方自治団体といたしましてはむしろ地方に金が落ちるといふ意味において、あるいは地方の経済というものが、よくなるのではないかと、この考えを持つております。

○米原委員 それは驚くべきお話だと思ふのであります。大体考えまして、債務償還費からこの警察費をまかなうといふことだけでは、実は債務償還費の残額をほとんど使い盡してしまつておる。しかも終戦處理費がほとんどなくなつておるといふ状態で、一体そういう費用をどこから出すか。結局現在のいゝゆるドッジ・ライン、こういうものが先ごろの池田大蔵大臣の御答弁では、非常に融通がきくものであります。しかしながらこの大きな穴をくずすことはおそろしくできない状態にあると思ふ。そういう状態で一体戦時公債を発行するわけでもありませんし、どういふところからこれを出すか。結局全部が地方財政にしろ寄せされて来ることは明らかであります。そういうふうなわれ／＼は考えざるを得ない。非常に重大な情勢に來ておる。それが結局全部地方財政にしろ寄せされないかと思はれる。それについてわれわれ納付行くような御説明でなければ、地方財政だけでも大丈夫だ、地方財政がよくなるというのではどういふ言えないと思ふ。むしろこの標準税率を突破して、實際問題としては制限税率の最高限まで行つても、あるいは足りないといふ状態になるのではないかと、このことを、われ／＼は非常に不安

に思つておるのであります。そういう点から今度の地方財政を見なければならぬところに来ておるのではないかと、この点をわれ／＼は非常に不安に思つておるのであります。この点について、もつと納得の行く説明をしてもらいたいと思ふ。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。まだ朝鮮事件に対してどういふふうな日本が協力するかの方法も、また必要も事實は具体的に出ておりませんから、どのくらい中央政府の方で財政的処置をしなければならぬか、それがひいては地方財政にいかなる影響を及ぼすかといふことは、考える一つの具體的の材料がございせんから、ただいま申し上げるわけには参りません。

○米原委員 しかしながら、それは非常に不親切な御回答だと思ふ。實際問題としてはそういうことがどう／＼進んでおるのであつて、しかも一部には新聞紙上にも報道されておるのであります。たとえば先日の日本経済新聞に、問題が出ております。その中では、たとえ現在朝鮮海峽方面に対しては外國の汽船は使うことができない。日本の汽船だけで全部これを運んでいくというために、特別の危険手当を大量に出さなければならぬ。この費用がどういふふうに出るかといふことが、新聞紙上にも出ておる。その危険手当が、かようなことで、その危険手当といふか、保険でありまして、そういうふうな費用はどういふふうになるのか。新聞の報ずるところでは、一部では總司令部の特別勘定でやるといふことが出ておりますが、そういうふう

な形ですべてが行くのか。そうでない部分があるのか。地方財政がどういふふうになつて行くかということがはつきりしないうちにこういうものをきめたい、これは大体標準税率通りに行きますとおつしやつても、実際上はとも行かないというようにわれ／＼には思われてしょうがない。今のところわからないうち、早急にこの点についてわれ／＼は説明を伺わなくてはならぬと思う。

○岡野國務大臣 お答え申します。中央財政が困つて来て、そうして日本が非常に困ることになれば、あるいは地方財政に影響を及ぼさぬとも限りませんけれども、ただいままで伺つておるところによりますれば、ただいままでに見えてくることの施策に対しては、大蔵大臣はちゃんとそれに対する資金の手当があるという自信を持つておりますが、その辺は大蔵大臣の方の所管でございますから、私から申し上げません。

○米原委員 それではいくら聞きましたが、この問題は解決できないと思ひます。私はこれだけで質問を終りたいと思ひますが、ただ今度の税法の中では、各委員とも問題にされているように、今までと違つて罰則が非常に強化されている。そういう形で、しかも現実の事態は標準税率を突破して行くような情勢になつてゐるのじやないかという点、私はどうも今の御説明では納得が行かない。この議案の審議中にそういう問題について、何かの機会に大臣から説明していただきたい、こういう希望をつけて、私は質問を終ります。

○前尾委員 松本六太郎君。松本（八）委員 まず大臣にお伺ひしたいのでありますが、この問題は昨日も取上げられた問題でありますけれども、どうもはつきりいたさない点がありますからお伺ひをいたします。

御承知のように、前国会において地方税改正の法律案が不成立に終りました最大の理由は、地方住民の負担が非常に必要以上に重くなる。これは附加価値税の特殊の問題もあり、あるいは固定資産税、住民税等の諸般の問題にからんでおりまじなければ、概括的にこれを申しますれば、この場合に、この税率をもつては、地方住民の負担は耐えがたいものになる、従つてこれは大幅に軽減すべきであるということが、議論の中心をなしておつたと思ひます。しかるに今回これを修正せられまして御提案になつたのでありますけれども、その修正は、ある事務的な技術的な面においては、多少これを認めることがありますが、さうな根本のいわゆる核心に觸れたところの修正というものは、何らこれを発見することはできない。言いかえするならば、千九百億の地方税をとると、その税の総額というものの、少しもかわりはない。ただし一言え、固定資産税における税率が一・七五であつたものが、〇・〇五だけ軽減せられたということはあるかもしれぬが、それは結論から申しますれば、前の提案にそういう算定上の誤差があつたことを直されたという結果にしか、われ／＼として了解ができません。こういうことを感ずるのであります。

するが、前国会における審議の状況、両院における議論の焦点がどこにあつたから、それをどう直したのである、そして本国会においては協賛を得られるものであるという明確な理由が、こになければならぬと思ひますのであります。その点について大臣の御所見をまず承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。今度の地方税法案によりまして、地方の納税者の負担が多くなるといふことは、前国会に提案いたしました以来、ないのであります。実のところ地方の住民は、国税と地方税とを合算しますれば、負担の非常な軽減になつてゐるわけでございます。

その次に、この修正に対するいろいろのいきさつといふことは、私、新任でまだよくのみに込んでおりませんから、政務次官から御説明申し上げます。

○小野政府委員 前国会におきまして、地方税法案が不幸にして不成立に相なりました点につきましては、私から御説明申し上げるまでもなく、御承知のことと存じます。この場合において最も議論に相なりました点は、附加価値税のような新税を急速に実施するといふことが、はたしてわが国の実情から考へてどうであるかという御議論もあつたやうであります。また固定資産税のごとき直接税を市町村税の対象として徴収するといふことは、まことに困難ではないか。あるいは償却資産の点につきましても、この処理についてなお検討の余地があるのではないかと。この固定資産税に關しましては、倍率の問題であるとか、あるいは税率の問題等も議論されたことと記憶い

たしております。その他いろいろな問題があつたのでございますが、政府といたしましては、今回の提案いたしました税法案の訂正の部分といたしましては、国会における御議論の点について、国会に御議論を加えたことはもちろんでございますが、附加価値税の実施を一年延期いたしましたこと、あるいは固定資産税の中で、償却資産の点につきましても、税率をかりに定め、後においてこれを確定して行くという措置を講じたこと、同時に地方税法案の提出が遅れて参つておりますので、これに伴う納税者の立場から考へまして、賦課期日の問題であるとか、あるいは国税との関係等から、納税期日の再検討を加へるとか、いろいろ暫定的な措置をも講ずることについておるやうな次第でございます。さうな意味合いにおいて種々御議論のありました点なり、あるいはまた御修正等の御希望のあつた点等は、もちろん研究をいたして参つたのでございまして、不成立に伴う臨時の措置のみをもつては、とうてい地方団体の財政運営を確立するといふことは困難である等の事情から考へて、これらの訂正の現段階におきましては、今回の地方税法案をできるだけすみやかに成立することによつて、地方の財政の計画的な運営に資して参りたいといふ考えを持つてゐるやうな次第でございます。

○松本（八）委員 大臣、次官の御答弁をいただきましたけれども、どうも十分に私どもは了解が付きません。なるほど倍率の問題であるとか、あるいは税率の問題であるとか、あるいは新税

をにわかに創設することはどうであらうかといふような問題も、前国会の議論の中にはございしたけれども、いわゆる国民全体の負担の均衡、あるいはその意味における国税と地方税とのバランス、かような点で、一面においては国税において多少の減税が行われても、地方税においてかような増徴が行われるといふことは、とうてい今日の国民の担税力と申しますか、経済力におきましては、これは耐えがたいものである。従つてそのことが根幹でありまして、倍率にしても、あるいは税率にしても、もつとこれを引下げなければならぬ。地方住民の担税力の実情に即さないものであるといふことが、議論の中心であつたと私は記憶しておるのであります。さうな点から申しますと、今回のこの修正案なるものは、何ら進歩を示しておらない。時期のずれたことによつて、それを事務的に補つて行くとか、あるいは附加価値税を一年延期するとかいふことは、この修正案には現れておりませんが、さうな意味の全体としての国税、地方税を通じての国民負担の均衡なり、あるいは担税力にマッチするところの課税なりといふような点につきましても考慮は、拂われておらないといふふうに解釈するわけでありまして、従つて私はこの法案がそのまま通過したとすれば、通過と申しますのは誤りであります。これはやは前国会と同じような議論を、今国会において再び繰返すものである。従つてこの法案の通過は容易でないといふことが感ぜられるのであります。そこで何とか政府の方においては、もう少し進んだ修正案を用意せられるべきで

あつたのではないかと思ふのでありますが、これが最善のものであるというふうに信じておられますかどうか、この点について、いま一応大臣の御所見を承りたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。先ほども申し上げましたように、現行一現行と申しましたが、この前の議会でいへる／＼廃止しましたが、二十四年度時代の税法すなわち旧税法によりましては、国税、地方税を通じて、地方民の負担は軽くなつておる、これだけは事実でございます。この点は後刻次長から数字を上げて御説明をしていただきますと存じますが、その意味におきまして、この地方税法案は、もとの税法よりは地方民に負担の軽減がされておるというところであります。それからお説の通りに、もつと軽くなるような修正はできなかったろうか、こういう御質問でございます。これについてわれ／＼政府は全力をあげて、できるだけ修正をしようと思つて努力してできました現段階における最も可能な案が、皆様方に提出したる法案でございます。ただいまの段階におきましては、これ以上によつておるのでありますから、この法案を一応通していただきまして、實際実行した後にいへる／＼新しい税法を施行するのでございますから、あちらこちらに、あるいは混乱という言葉をいへる／＼も出て来る、また不均衡な点も出て来る、予期しなかつた欠陥も出て来るであらうというところは考え得る状態でございますから、そういうことが出て来ましたときには、どん／＼そ

れを實際の面において修正して行きたいと存じます。しかし現段階におきまして考え得られる点並びになし得る最善の努力をして出しました結果としましては、ただいまの案が最良の案のような感じを受けたもので、皆様方の御審議を願つてゐる次第でございます。

○松本(六)委員 この根本問題につきましては、ただいま大臣の御答弁によりまして、私どもの考えと違つてはおりませんが、私どももこれ以上方法はなかつたというお話でありますから、この点はこれで打ち切ります。

次に附加価値税の問題であります。これは前国会でもいへる／＼議論せられた点でありますし、またわれわれ今日もさうな考えを強く持つておるわけであります。公共的な性格を強く持つところの団体、あるいは非営利的な団体、かようなものも営利会社、営利法人と同様な税率をもつて課税をするというところは、何としても私もここには無理がある。そうしてどうしてもさういふような強い公共性を持つもの、もしくは非営利的な性格を持つ団体等に対しましては、相当これは考慮を拂うべき必要があるのではないかと。特に今日の農村漁村等における農業協同組合もしくは漁業協同組合といふようなものは、元来これは営利団体ではないのであります。しかしまたまた原始産業の上に立つところの公共的な性格を持つ団体であると同時に、今日の事情は財政的に非常に行詰つて、まさに破綻に瀕しておるというのが現状である。これに最近までの事業税と今度かかるであろうところの附加価値税等を比べてみますと、十五、六倍の重税になるという計算が出

て来るのであります。こういうことで、せつ／＼の農村の振興であるとか、あるいは原始的産業の保護育成であるとかいふような国策とは、非常に相反するものが税制の上に現れて来ると言わざるを得ないのであります。私にはかような点について、今例にあげましたのは漁業協同組合等をあげましたけれども、これに類似する公共性を持つもの、あるいは非営利的な団体等がほかにもあるわけであります。これらに対しまして何らかの考慮を拂う、たとえば税率を低くする、できれば非課税にするとかいふような点について、政府はどういうふうにお考えになつておるか、この点をお伺いいたします。

○小野政府委員 ただいま松本さんから、たとえば農業協同組合のごとき特別な法人については、減税その他の処置を考へる意思はないかという御質問でございます。御承知のように附加価値税の本旨から申しますと、国民の所得の上についての価値の増加ということから判断いたしまして、この税の性格でございます。これにつきましては、もちろん法人たる個人められておられますような事業を営むものにつきましては、一律にこれを附加するといふ建前になつておるのであります。しかしながら農業協同組合と密接な関係を持つておられます生産農家の個々について考えますと、すなわち農業のごときものにつきましては、別途固定資産税の負担を来すような事情に相なつております。その均衡を保つ意味合いから、農業に対しましては非課税の措置をとりたいと考えております。

まするし、附加価値税の施行前において事業税を実施いたします場合においては、これまた同様の意味で非課税の対象にいたしたいと考えておるのでございます。ただ農業協同組合が、御指摘のように特別な目的を持つた法人であるがために、これに対して特別な課税上の措置を講じなければならぬといふことは、一応考え得る点であらうと思ふのであります。しかしながら農業協同組合が、やはりその組合の事業として活動をいたして行きます場合に、言いかえれば、この法律に定まつておるところの事業の内容に該当した活動をいたします場合におきましては、やはりその部分は附加価値税の課税対象になるものと考えざるを得ないと思ふのであります。ただ、この法律案の第三十條第九項をごらんください。それは、農業協同組合につきましては、「その他政令で定める特別法人が取り扱つた物の数量、価額その他事業の分量に応じて分配すべき金額」につきましては、支出金額として特定の措置をとる、こういうふうになつておりますので、全然同一の取扱ひをいたしておらない点は御承知願ふかと思つております。同時にその前の項の八項をごらんください。それは、やはり「民法第三十四條の法人、学校法人その他」云々の規定によりまして、特定の支出金額とみなしまして、特別な取扱ひをすることができ、こゝいう道を開いておられる次第で、彼此御勘案をくだされまして、農業協同組合につきましても、これらの規定があるといふことを御了承願つておきたいと存じます。

○松本(八)委員 次に固定資産税につきましてお伺いをいたしたいと思ひますが、御承知のように、前の地租はその沿革が非常に古いものであります。地租は日本で制定せられました明治の初めにおきまして、東北ないし北海道、あるいはその他の地方、いへる／＼その地方の生産力もしくは気候風土、さうなものを十分に勘案せられまして、地租の設定がなされたわけであります。その後、賃賃価格にかなりあつて、賃賃価格を決定したすにあたりまして、やはり前の地租を設定いたしましたときとの沿革なり、その基本的な事情なり、かようなものが参酌せられて、賃賃価格が決定せられて参つたのであります。しかるに今回の固定資産税におきましては、寒冷地帯、特に積雪の地帯も、あるいは豊饒な地方を持ち、しかも気候風土に恵まれた地帯も、同一の率をもつて課税せられる、あるいは取扱ひがなされるということになつておるわけであります。その点については、評価の場合に適正な評価がなされれば、それでその欠陥がある程度補われるではないかという見方もありますけれども、その評価のみによつては、かような大きい地域差というふうなもの、是正し、あるいは適正にこれが課税されるような結果にはならないと思つております。従つて私は、さういふことを細分してきめるといふことはできません。にしても、ある程度さうな地域差であるとか、あるいははなはだしい立地条件の相違といふようなものについては、法律の上で相当考へておく必要があるのではないかと、かように考えるのであります。この点についての政府の御所

信を承つておきたいと思ひます。

○小野政府委員 お答え申し上げま
す。松本さんから御質問のありまし
た、地域によつて、あるいは気候風土
等によつて、特に寒冷積雪地域におけ
る固定資産、これは農地あるいは家屋
も入ることと思ひますが、この点につ
いて、その他の地方と一律にやること
は適當ではない、こういう御所見のよ
うに承つたのでございしますが、私も
もこの点についてはまったく同感でござ
います。寒冷地帯の土地は、収益力
におきまして、他の暖地に比べてよく
ない、あるいはまた家屋につきましても、
降雪等のためにその消耗がはなは
だしい。従つて賃賃価格の上において
はこれらの点を考慮いたしまして、考
えられておるといふことは御指摘の通
りでございます。今回の昭和二十五年
度においては、土地家屋等の固定資産
に対する課税の方針といたしましては、
御承知のごとく固定税率でもつて
一定倍率に基いて算出をすることにな
つておるのでございしますが、これは、
一つは土地家屋に対する課税の現況
が、他の税種と比較いたしまして、は
なはだしく不均衡になつておるといふ
点もありませんので、一応不均衡を是正
するためには、この際一律に倍率及び
固定税率によつて地ならしをした上
で、今後これを基礎といたしまして、
将来は時価によつて評価をして行く
というふうな段取りに考へておるといふ
次第でございます。従いまして寒冷積
雪地域等における土地、家屋等の評価
に關しましては、これだけでは不十分
だとの御意見もあるように伺つたので
ありますけれども、とにかくこの評価
にあたりまして、ただいま申しました

ような寒冷積雪地帯の特殊事情をあと
う限り組み入れて、その評価に當ると
いうふうにいたしますならば、御指摘
のように均衡のとれた評価をなし得る
ものではないか、そういう考へ方
で今後対処して参りたいと思つており
ます。

○松本六八委員 いま一点お伺ひいた
したいのでありますが、固定資産税の中
で償却資産であります、これは附加
価値税の方においては、先ほど當局の
御説明もありましたように、農業、漁
業あるいは自家労働によるものの原
始産業等は非課税ということになつて
おるわけでありまして、こういう
業態の中で占める固定資産中、牛馬で
あるとか、あるいは農具であるとかい
うようなものは、企業の手段としての
必要な機具もしくは家畜ではありま
すけれども、一体どのくらいのものまで
を償却資産として、農業等の場合には
計算されようとしておるのであるか。
あるいはまた附加価値税の精神に立
脚しまして、さういふ附加価値税の
からないような業態の持つところのも
のは、土地、家屋は議論ありませんけ
れども、償却資産等につきましての課
税はしないという建前でおられるの
か、この辺の見解を承つておきたいと
思ひます。

○小野政府委員 償却資産と申します
のは、この法律におきましては、在地
及び家屋以外の事業の用に供するもの
と相なつておるとは御承知の通りで
あります。そのうちで、具体的にただ
いま仰せになりました主として農家が
使つております牛馬であるとか、ある
いはまた農機具の問題になるものであ
りますが、牛馬のごときは課税対象には

いたさない方針でございます。また農
機具と申しましては、いろいろござい
まして、手で使うすきくわもございま
すれば、あるいは電力によつて相当大
がかりに使用します機械器具類もあ
るわけでありまして、これらの点につ
きましては、およそ目安を定めまして
金額がたとへば一万円ぐらいであると
か、あるいはまた耐用年数はどのくら
いになつておるか、三年ぐらゐである
とか、こういうふうな点を一応目安と
いたしまして、これ以下のものにつ
きましては、これをなるべく課税対象に
はしない。こういうふうな考へ方でや
つて行きたいというふうに考へており
ます。

○前尾委員長 大矢省三君。

○大矢委員 私はきわめて簡単に御尋
ねを申し上げたいと思ひます。まず第
一に今度提案された法案を見ますと、
御説明にもありますように、一部修正
をされたが、これははずか二箇月を出
ずしてこういう修正をされた何か特別
の事情があつたのかどうか。説明によ
りますと、いろいろ議論を考慮して
一部修正されたというふうなことであ
りますが、もつとほかに事情があつた
のか。それからさらに先ほど来のい
ろんな質問の中にもありますように、
もしもつと適切なこれに対する修正
の他の意見があれば、さらに考慮する
余地があるのかということをお聞きし
たいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。これはほかに何も事情はございま
せん。ただ前国会でいろいろ議論され
ました点、それからまた各方面でい
ろんな御議論がありましたようにと思つて
を、できるだけ実現するようにと思つて

一生懸命努力しまして、そうしてお
つたのがこの法案でございます。で
ございしますからほかに理由は何もござ
いません。それから修正ができるか
きぬかというお言葉でございますが、
しかし国会はとにかく立法権を持つて
おります。自主性を持つておるので
から、これは皆さんが、皆さんで、こ
れをどう修正したいか、いじやないか
という御意向があれば、その修正
に対して政府はできるだけの努力をす
るといふ考へでおります。

○大矢委員 この一・七五を一・七に
したのでありますが、この〇・五の違ひに
よつて数字的にはどれほど違ひますか。こ
れは政府委員でかつこうでござい
ますから、数字的にどれだけ違ひの
か、お伺ひします。

○鈴木政府委員 今の百分の一・七五
が一・七になつた〇・五の違ひは、
数字にしてどれくらいかというお話で
ございしますが、これは大体十五億見当
ぐらゐであります。

○大矢委員 私が今わかりきつたこと
をお尋ね申し上げたのは、前のこの委
員会においてわれ／＼は十分審議する
ことなく、これは現に政府の、しかも
自由党の總裁からの話であつたとい
うことでありますが、ぜひともこれを期
日の幾日までに上げるといふことを言
つたために、せつ／＼委員のそれ／＼
強い要求があるにもかからず、これ
を修正せずして討議打切りのあつた
結果になつたのであります。私は政府
においてそういう前の轍をふまないよ
うに、十分審議し、修正も自由である
というところが、前の事情とかわつてお
るかというところをお聞きしたのであ
りますが、今申しますように、明らかに

自由意思によつて十分論議されて決定
されれば、これは最高意思決定機関と
しての国会を尊重するといふことであ
りますから、私もそのつもりで審議し
たいと思ふのであります。前の議案に
おいてこの法案が政府から提出され
ると並行しまして、これが通過するとい
うことの前提に立つて、徴収停止の法
律案が出て、これが通過したのであり
ます。その際にわれ／＼野党はこうい
うものは必ず通過するとは限らぬ、こ
に圓期的な改正であるからして、万
一これが通らなかつた場合の処置いかん
というところに対していろいろ言つたの
であります。それを多数をかりてし
やにむに通過させた結果は、今日地方
財政に非常なる支障を来し、説明にも
ありますように、平衡交付金、あるいは
はまた一時の地方借入金によつてこれ
をまかなつたのであります。一体こう
した見通しのもとに、われ／＼が予想
し警告したにもかかわらず、しやにむに
通した。これはわれ／＼委員会を通す
べきではない。明らかにそういうこと
を言つておられるにもかかわらず、政府も
またそういうことはないと確信して通
したのであります。それは委員会
のこうしたむりな結果から見ますと、十
分審議をしなかつたといふことも、一
つは影響を及ぼして、参議院であつた
ために受けた地方の財政的責任と
言ひますが、あるいはまた実際上借入
金でありますから、利子などは当然負
担しなければならぬのであります。こ
れを私はこの機会にお聞きしたいと
思ふ。もし国がそのまま利子なんかを
借入金に対して補償するといつても、

国の金というものはおのずから地方の税制によつてまかなうものであるから、この原因というものは、結局われわれが忠告したにかかわらずそれを聞き入れず、これが通つて後に、あるいは廃案になつた後に、これを通してこれを決して速くないにもかかわらず、これをやつた結果こういうことになつたのでありますから、私はその責任の所在というか、借入金の子供はどが負担するののかということ、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○小野政府委員 お答えいたします。ただいま御指摘になりました地方税法案の不成立に伴う措置は、たゞ、御説明いたしておりますので、御了承願つておるかと思ひますが、その中で融資等の措置に伴う地方団体の負担すべき利子の問題についてお触れになつておるよう思ひます。この点につきましては、先ほど来御質問がございまして御答弁申し上げた次第であります。政府といたしましては、これが財源の措置については考慮をしようという事で決定をいたしておりますので、目下いかなる方法によつてこれを行うかということについて検討を加えておる、こういう状況でございます。

○大矢委員 それから私は大臣の説明並びに関係政府委員の答弁を聞いておりますと、ことごとくが税をとる方の立場に立つて発言があり、そのことを強く説明しております。この説明の中にも、これはこの地方自治体の民主化の裏づけのための財政確保のために、どうしても改正が必要だ、しかも捕捉がこれならば完全にできるから、こういう附加価値税をとつたのだ、こうい

うふうに説明、答弁というものが、つまりとる方の立場に立つてばかりおる。私はとられるというか、納税する人の立場を少しも考慮されておらないと思う。一例を言いますと、今度の選挙を通じてしきりに興味が言つたことであり、ことに政府関係の人が言つたことでもありますが、なるほど国税が減つて、地方税が上がるが、しかしトータルの上では減つてゐるのだ、減税だ減税だといつてゐる。ところが納めるのは国民でありますけれども、一万円納めても苦しい人がある。しかも今度のように非常な能力のある者には事実上は下つて、そして一般大衆的な、しかも納税に非常に困難な人たちに、全体的にはトータルとしては下つておるかもしれませんが、これを課税して来るというのでは明らかなのです。またそれを認めておると思ふ。そこで百人のうちで五十人あるいは七十人おれば三十人の人が困るというところは、名目はいかにりつぱであつても、その税金が悪税であるといふことである。従つてその相手方の担税能力のことを考慮せずにもものを論議したり、あるいは法案を制定することは、はなはだ危険だ。そこではたしてそういう能力があるかどうかというところは、私は現実に見てゐるのであるが、最近地方自治体並びに国税庁の方において、滞納によつて仮処分を受けておる件数はどの程度にふえてゐるか、金額において、件数においてどういふ状況になつておるか。ことに資本金のぐくむかな法人あるいはまた個人の小さな中小企業がいくに多く執行をされてゐるかということ、この数字は今現在皆さんの手元になければ大蔵

省その他の関係へ行つて、あしたでもけつこうですから、すぐ出してもらいたい。これは相当数に上つてゐる。非常な苦しみを持つておると思ひますが、そういう意味で、納税者の立場に立つて少しも論議されておらぬが、政府はそのことをどういふふうにか考へておるか。これはききかめて重要でありま

す。私はこのことななくしては、どんな法律をつくつたつて、結局先ほど来い

ろいろ質問者からもありましたように、上まわるとか下まわるとか、何か見当のつかぬことを言つて、ただこしらえて、しかもそれが長い期間でなしに、来年の一月ごろにはまた修正していいのだというふうな、非常に不識なことになるのでありますから、納税者は文字通り納める者だ、とるものと違ふのだ。とられるという感じを起すに、納めるものだという感じを起すような心持ちになることが、この税法で可能かどうか、そういう自信があるかどうかということ、私は責任者からお聞きしたいと思ひます。

○小野政府委員 ただいま大矢さんから、地方税の問題については単に徴税者側でなしに、納税者の立場からも考へるべきではないか、こういう御意見を

でございますが、まことにごつとでもだと思ひます。つきましては、われわれも決して単に地方団体、言いかえれば徴税者の側だけでなしに、今回たと

て、その間の調整をはかつて行くための暫定措置を講じて参りたいというふうな考えも持つて参つたのでござい

ます。なおまた今回の税法案のねらいが国民負担の均衡化、合理化を考へておるということ、たゞ、御説明して参つたのでございしますが、従来、たとえば事業税の例をとりますと、法人組織の大企業には割合に軽く課税されておるといふ実績があつておるのでござい

ます。かかるに附加価値税を実施いたします場合は、大体五分々程度の均衡の負担が、実現するものと見込んでおるような次第でございします。農業につきましては、あるいは林業について、あるいは零細漁業者につきまして、附加税の特例を認めておるところは、決して一部の法人組織による大企業のみを保護するといふふうな考え方ではないといふことは、御了承願ひするのではないかと申すのでござい

ます。整理等をやるわけでありまして、相当の徴税吏員を増員しなければならぬと思ひますが、日本全体でどの程度にふえるものか、その人数及び人件費を伺ひたい。またこの間きめられた定員法が、地方にどういふふうに影響するか、あるいは自由にふやし得るのかどうか、そのこともお伺ひしたいと思ひ

ます。○小野政府委員 今回の税法の施行にあたりまして、政府が予想してありますのは、徴税吏員といたしまして大体三万人に近い程度、それからそれに伴う徴税費といひましては、大体六十億程度、かように考へております。しかし地方公務員につきましては、定員法の適用はございせんので、当該地方団体がそれらの必要に応じて、定員の配置をいたす、かように御了承願ひしたいと思ひます。

○大矢委員 それからこの機会にぜひお聞きしたいのであります。税務官吏が地方の特殊事情によつて、法的根拠なしに、かつてに税をとつておる所が相当ある。これはすでに実際に當面してゐる関係の人はよく御承知だと思ひますが、一属官によつてそういうことが決定され徴税されるということ、は、非常に住民にとつて迷惑な話でありますから、何かそういうことを一律に決定するような機関が今後できるかどうか。これは陳情をすでにお受けになつて御存じと思ひますが、すでに公娼は廃止されて、ないことになつておるのに、それに対して依然として税金をとつておる。あるいは第五国会で改正された遊興飲食税法の第五條において加工飲食はやつてはならぬといふので、加工業として特殊に許可し、加工

業でありながらまだ飲食税をとつて
おる。しかも皮肉なことに東京と大阪
だけで、ほかはやつておらぬ。こうい
うことを各地方庁でかつてにやつてお
る。官吏に対しては至つて従順な地方
民に対して、こういうことを強制し、
しかも強制執行までしてとつておるこ
ういふ事実がある。こういう点、今後査
定その他複雑な税の決定について、
民主的というか、ほんとうに公平に納
得するような決定をする機関、あるい
はまたそういう上申をする機関が今後
もうけられ、あるいはそれが自発的に
できればいいのですが、そういうこと
ともお認めになるかどうかということ
を、特に納税者が非常に悩んでおる問
題でありますから、この際お伺いをし
ておきたいと思ひます。

○小野政府委員 まず第一の点でござ
います。地方団体の税務吏員の自由
な裁量によりまして、万一そういうこ
とをやつておるとしますならば、今後
これらの点につきましては、適当に処
分または指導をして参らなければなら
ないかと存じております。なおまたそ
の後段の場合の特殊なものにつきまし
ての税のとり方につきまして、いろいろ
御意見があるようでございますが、
これらの点につきましては、地方税の
性格が、御承知のように国税と違ひま
して、国が全国的に統制をはかつて画
一的な処理をするというところは、至難
の状態に置かれておりますので、個々
の地方団体における税の運営がどうな
つておるかというところは、その大幅な
統制につきましては、地方税法等に
おいて規制いたすことは可能でござい
ますが、個々の点につきましては、必
ずしもそれは参らない点もあるかと

存するのでございます。要は第一の場
合にいたしまして、第二の場合にい
たしまして、政府におきましては、
適当な方法によりまして、指導助言を
するような方法を考えまして、納税者
の各位に御迷惑をかけないように努力
して参りたいと思つております。

○大矢委員 それでは附加価値税の問
題についてお伺いしますが、これは今
までも流通税にあらず、収益税に
あらず、ちよとそれをちやんぽんに
したものであるというような説明があ
つたのでありますが、大体において流
通税であるということを国務大臣が答
弁をされておるのであります。私も
もそういうふうな大體考へておるので
あります。従つてこの附加価値税が来
年の一月から実施されることになりま
すと、われわれ日常欠くべからざる食
糧の問題であります。中央市場に参
りまして、せりにかけて御をやる、そ
うすると仲買りが買ひ、小売が買ひ、
こういうことになりまして、三回総売
上高の百分の四かかるといふますか
ら、これはどんなことを説明しよう
と、物価の値上りになることは必至で
あります。特に労働を対象とする収入
に對して、輸送関係なんか特に影響が
多いと思ひますが、これまた私は非常
なる乗車賃なり輸送その他の値上りと
なり、さらにガス事業のごときも相当
の値上りが来るのではないと思ひま
す。せんだつても一割二分平均ガス事
業が値上げをしました。電気交通事業
においては郊外電鉄一割六分上り、電
気ガスでは一割二分上つて、さらにま
たその値上りに對する課税がさへると
いふますから、こういうことになりま
すると、非常な物価の値上りというこ

とも必至であります。それで大體これ
は立案するときに、附加価値税が実施
されたあかつきには、どの程度の物価
の値上りがあるかということをお政府と
して目安がついておると思ひます。なる
ほど先ほど来御答弁のように、さらに
合理化によつてそこに必ずしも流通税
や取引高税のように課さなくともよろ
しい。現にそれは事業者の負担となる
べきものも多々あるはずであります。
それは認めます。認めるがこれがどの
ペースで上るかと、それから、
は、だれが考へたつて明らかなこと
であります。大體どの程度の値上りを予
想しているかということ、それから今
申しましたように、労働賃金、いわゆ
る労働を対象とする収入に對しても、
百分の四かかるといふますから、勢い
労働者の賃金を安くするとか、総支拂
高を安くするとか、労働政策に大き
な影響がある。そうなりますと賃金
をすへ置きするか、あるいはさもない
れば、もつと低賃金にするか、あるい
は人員を減らすか、大きな失業社会問
題になることはしばしば言われてお
る。このことの影響を大體数字的にど
ういふふうにか考へているか。そんなも
のは心配しないと言われるのかどう
か。これは直接非常に影響する問題で
ありますから、重ねてお伺い申し上
げます。

○奥野説明員 税制改正の結果、主要
な事業にどの程度影響を與えて、それ
が価格構成にどのような改訂を必要と
するかというふうな問題であると思
うのであります。資料として差上げて
おりますように、地方鉄軌道の關係に
おきましては、総合して考へました場
合には、価格改訂を必要とするような

結果にならないかと考へております。問
題は資産再評価を行いました結果償却
額をどの程度まで価格に織り込んで行
くか、こういうことまで加えて参りま
したならば、価格に影響を及ぼすだろ
うと思ふのでありますけれども、これ
は税制改正の問題とは別個の問題であ
ると思つておるのであります。資本の
維持をはかつて行く見地からそのよう
な結果が及んで来るだろうと思ひます
が、税制改正の結果は特に価格改訂
を必要とするにはならないと思ひ
ます。また電気につきましては現在の
固定資産をどの程度に評価するかとい
うことが、根本の問題でございませ
んけれども、かりに三千億近い大幅な評
価をいたしました場合には約二・六%
だつたと思つておりますが、その程度
価格に影響を及ぼすことになりませ
ん。これも、これはもつとばらばら固定資産關係
でございまして、はたしてそこまで価
格を決定して行くことができるであ
るかどうかということ、いろいろな
方面から現在なお検討を加えておりま
す。

なおまた労働者等の生活に及ぼす問
題は、これも地方税のみならず、国税
あるいはまた他の食糧配給の問題、そ
の他の問題を総合的に考へなければな
らぬ問題でございまして、前国会にお
きましては物価庁から報告があつた通
り、むしろ生計費は若干下つて来る
といふような結果になつたようであり
ます。それらの資料はお手元に差上げ
しておるわけでありませぬ。

下つたといふことは当てはまらないと
思ふ。これはいろいろ説明されませ
んが、先ほど言つたように卸が総売上げ
の百分の四、仲買りが百分の四とられ
る。また小売が百分の四とられる。動
つたに、取引するたびに百分の四す
つたかかつて行くことがこれに規定し
てある。これは何といつても取引高税
で、ただそれが、相手方にかけるか、
自分が税金で負担するかということ
です。取引するたびに総売上げにかつ
て来ることは事実です。私はどんな説
明をしたところで取引高税になると思
ふ。そこでそれだけ上つて来たものを
事業主は負担いたしません。ことに御
承知のように大工業のときははたいて
下請させる。自分のところで一つの
ものを組立ててこれは完成するまで
は、あらゆる業者に向つて下請をさせ
ます。その事業に對しては総売上げに對
してかかる。それから完成したものに
もかかる。ことに附加価値税はしば
しばおつちやいますように完全なる捕
捉だから、それが一番いい方法だとい
つて説明されておりますが、これはつま
り赤字でも黒字でもそういうことは關
係ない。でありますから、そういう損
して立ち行かないものは、自分で負担
する能力がない。今までは赤字だから拂
わないといつても、附加価値税はそう
でないのではありません。勢いどうし
てもそういうものにかかつて参りま
す。もしかけられればそれでは競争に
負けて倒れてしまふ。従つて私はもう
これは全部そのままかるとは申し上
げませぬが、これは物価の影響に關係
ないといふようなことは、かけてみて
初めてわかります。二十六年一月一日
すぐ上まわるか下まわるかということ

結果にならないかと考へております。問
題は資産再評価を行いました結果償却
額をどの程度まで価格に織り込んで行
くか、こういうことまで加えて参りま
したならば、価格に影響を及ぼすだろ
うと思ふのでありますけれども、これ
は税制改正の問題とは別個の問題であ
ると思つておるのであります。資本の
維持をはかつて行く見地からそのよう
な結果が及んで来るだろうと思ひます
が、税制改正の結果は特に価格改訂
を必要とするにはならないと思ひ
ます。また電気につきましては現在の
固定資産をどの程度に評価するかとい
うことが、根本の問題でございませ
んけれども、かりに三千億近い大幅な評
価をいたしました場合には約二・六%
だつたと思つておりますが、その程度
価格に影響を及ぼすことになりませ
ん。これも、これはもつとばらばら固定資産關係
でございまして、はたしてそこまで価
格を決定して行くことができるであ
るかどうかということ、いろいろな
方面から現在なお検討を加えておりま
す。

は預金部資金による短期の融資とか、
どういふことをお考えになつておるか
どうか。これをひとつ伺ひたい。
○岡野國務大臣 お答え申し上げま
す。ただいままでの情勢といたしまし
ては、平衡交付金を六百十八億出し
ておりました。地方の起債を二百九十億
ほど出しておるのでございます。政府
の見通しとしましては、四月から九月
まではそれであつて行けるものでは
ないかといふ考えで行つておりまし
て、大体それで行つておるうちに感じ
ておりますが、地方におきましては、
どういふことをやつておるのところが多
いのであります。税金の先拂いといふ
ような意味におきまして納税証紙を差
行いたしまして、そして先に今ごろ納
税証紙を買つてもらつておく。それか
らまた納税預金といふものを勧奨しま
してどん／＼やつておる。こういうよ
うな地方自治団体が多数ありまして、
これを下半期に入りまして、皆さんの
おつしやるような、税金が一時期に出
来るときにその資金を吸収する、しわ
寄せを少しでも先へ延ばしておくと
いふことでやつておるのでございます。
政府といたしましてはそういうような
納税証紙とか納税預金の勧奨とかいふ
ことを全国の地方団体に勧奨して、で
きるだけ今のうちに先で拂う税金に見
かわるだけの金を吸い上げておきた
い、こういうことになつてそれまで
しているのでございます。大体に、もし
これが今月一ぱいに通りますれば心配
はなさそうに思えます。もしそれで何
か地方に混乱が起きるような特別な事
情でもございますれば、むろん中央政府
として適当な考えをするつもりでお
ります。さう御了承願ひます。

○清水委員 大臣はその憂いはないと
いうような御見解のようでございます
けれども、私が聞き及ぶところによ
りますと、その納税借入金それらのも
の必ずしも十分でない。従つて相当
に困難な状態にあるようなことがある。
こういうふうには私に観察いたしてお
ります。ぜひともこれはその前にもう一
段の何らかの御処置を願ひなければ、
地方財政は相当困難をするのではない
かといふことを私は考えております。
なおそれにつきまして、納税時期が
下半期にずれておる以上、先ほど大蔵
大臣の答弁にもありました通り、政府
の吸い上げ金が非常に多くなつて、金
融に支障を来している。そういう現象
がまたこの秋において到来するのでは
ないか、そういうことを考えますとき
に、その一部の処置といたしまして
も、地方税の今までの税率のための障
害の除去につきましても、政府として
は何かもう一段の御処置を願つた方
が金融の面から言つても、地方財政の
面から言つても、円滑になるのではな
いか、こういうことを私考えておりま
すが、どうかさうした処置に万全を期
せられるようにお願いするのでありま
す。
○立花委員 ちよつと関連して……。
今大臣が納税証紙を自治庁自身がお認
めになつて、全国的に勧奨してゐると
いふことをおつしやつたんですが、こ
れはほんとうかどうか。私もよく考
へますと、納税証紙は一種の地方債のよ
うに見られまして、それを政府が全国
的に勧奨してゐるというところはあまり
穩当ではないと思う。私もよく聞くとこ
ろによりますと、奥野君でしたか、山
梨に行かれました、ストップしてある

ような税金をとつてもいいというよう
なことを座談会が懇談会でお話になつ
たといふことを私聞いてゐるのであり
ますが、この納税証紙の発行と関連し
て、どうも政府のやつておら
れる空白対策が行過ぎになつてゐるの
ではないかと思つておるんですが、納
税証紙をさういふふうに政府としては
つきりお認めになつて、公認になつて
勧奨されてゐるのかどうか、もう一度
御確答をお願いしたい。
○鈴木政府委員 納税証紙は、結局年
度内に償還をすることを建前といたし
ます。一時借入金に當る性質のもので
あると思ひます。もちろん年度を越
えるものは、普通の起債といふことに
なりますから、起債のわくの中に入つ
て来る許可を受けなければやれないも
のでありますけれども、三箇月なり四
箇月の期限を切りまして、納税証紙と
いふような形でこれを出すとすること
になれば、これを一時借入金として、
議会の議決の手續を経て行つたら
ば、これは適法であると思ひます。
今年度の後半に集中して参ります納税
に対する対策といたしましては、この
際何らかさういふようなあらゆる創意
と工夫をこらして対処いたしません
と、非常に困難に感ぜられますので、
この点に關しまして、考えられる方法
の一つとして地方に勧奨してゐるよ
うな次第であります。

○立花委員 この問題はさういふ三
月、あるいはそれくらい短い期間と
いふことで、全国的に統一されておる
ならばいいのでありますが、これがや
はり一種の無期限借入金のような形で
やられる弊害もありますので、これは
よほど慎重におやりにならないと、地
方に対する一種の無許可の地方債の発
行といふことになる要素があるのであ
ります。これは十分御慎重に扱つてい
ただきたい。
これと関連して、独立税の問題のこ
とでございますが、たとえば青森など
では、地方財政の窮乏から、りんご税
を復活する案が非常に大きく起つてお
ります。この委員会に対しても陳情
があつたわけでありまして、この空白
時代に独立税をどの程度お認めになる
か。あるいは税法が通りましてたあと
で、独立税をどういふふうに処置なさ
るおつもりであるかお聞きしておき
たいと思ひます。
○鈴木政府委員 法定外独立税の問題
は、それ／＼府県なり市町村なりが地
方財政委員会の許可を得てやるような
建前になつております。地方財政委員
会におきましては、たとえば内閣関税
的なものの流通を阻害いたしますと
か、あるいは国税なり地方税なりと課
税標準を同じくいたしまして、重複課
税的になるものであるとか、あるいは
負担が非常に過重になるといふような
心配のありますもの、あるいはさらに
国の経済政策の上から申して、適当で
ないといふようなものを以外、地方か
ら地方財政委員会の方に申し出て参り
ましたものは、それを必要とする財政
事情がありまされは、これを許すと
いふような考え方で立案をいたしてい
るのであります。しかしながら本年度
の財政計画におきまして、標準税率を
もちまして法定税目をとりましますこと
の結果として、大体千九百八億というよ
うな数字を考えてゐるのであります。か
ら、法定外普通税に依存する度といふ
ものは、今後非常に少くなるというふ

うに一般的に考えております。りんご
税の場合につきましては、ただいま財
政委員会の方で研究中だと思ひます
が、昨年度産のりんごについての、
今許されてゐるような状態でありま
す。
○奥野説明員 立花さんから、山梨
で徴収を停止してゐる税をとつてよろ
しいといふことを言つたんですが、
いふとお話がありました。法律を無視
せよといふことを言つたように聞えま
して、たいへん不穩當な感じを與えま
すのでお答えさせていただきます。そ
ういふことを言つた覚えはありませ
ん。法律で停止した税をとつていいと
いふことは、私も何ら考えており
ません。ただ考へておることは、年
度の後半になりましてからいふ／＼な
税金をへんに徴収するといふことは
納税者にとりまして非常に苦痛であ
ります。また課税団体といたしまして
は、徴収に非常な困難を感じるであ
ると思つてあります。従ひまして、そ
の当ても、わが身を顧みても市町村民
税が一度にとられるといふことになり
ますと、堪へたい苦痛を受ける、だ
から納税組合をつくりたり、あるいは
納税準備金をつくりながら、その苦
痛をお互いに緩和するやうに考へて
ただかなければならぬといふことを、
職場の人たちにできるだけ理解して
いただくように、言つただらうと考へて
おります。今もさういふやうに考へて
おります。
○藤田委員 りんご税のお話が出ま
したから、一言申し上げておきますが、
りんご税はたしか青森県の一年間の歳
入の二割近い大きな税源だらうと思
ひます。これをもし地元の要望に應じ

して軽々に許すようなことがあります
と、法定外独立税というものを原則として禁止するという趣旨が破れる危険がございします。おそろくほかの県からどし／＼右へならえの陳情が来ると思ひます。規定によりますと、大蔵大臣は異議があつた場合に、地方財政委員会に申入れができるようになつておりますが、この点に關しましては、先ほどの次長の御答弁でもうもはつきりいたしません。よほど慎重に御研究を願ひます。実は地元におきましても賛否両論が対立いたしております。せつかく法定外独立税を原則として禁止されましたこの改正案の趣旨を生かすためにも、よほど慎重にやつていただきます。という希望を申し述べておきます。

○大泉委員 私どもは前国会において、しばしば地方税は国鉄といえども、これは独立採算制の建前から言つて、課税すべきであるというふうに主張しておつたのでありますが、新任の岡野さんはどういふ御抱負を持つていらつしやるか、お聞きしたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。御説しごくもつともでございます。その点につきましては地方財政委員会の管掌事項になつておりまして、すでに地方財政委員会において検討を加えておる最中でございます。いずれ結論が出ると思ひますから、その上でお答え申し上げます。

○大泉委員 この機会に強く要望しておきますが、やはり地方鉄道と均衡のとれる建前から言つて、どうしてもこれは課税の対象にしろるべく努力を願ひたい。どんな企業でも、国鉄だからといつて、あるいは特別な公社だからといつて、また個人経営であらうと、

と、営利事業であらうと、公共性についてはいふみんな私は同じであらうと思ひます。みんな公共性を持つてゐるんだ。そこになだきわめてあくどい営利的な考へと、あるいはまた公共的な考へを持つて業に携わるものとの別があるだけだ。業を大きく、また発展させようと思へば、社会のため、公共のために強く広く考へるものが、業も大きくなり、また発展するもの。あくどいものも小さくなるだけの話だ。そのねらうところはやはり全部公共性ということにかわりはない。であるから、私は国鉄においても、やはり地方鉄道と同一に課税して、そうして均衡のとれる自由な経営にならねばならぬ。自由な経営にならねばならぬ。それから最近政府が参議院の選挙終了に、公務員の給与ベースを改訂する、また現に総理大臣も今回の議会において言明しておられるようであります。これは地方公共団体に對しても、今度の予算にどういふ含みを持つておられるか。全然考へておらぬか、それはあとに話になるといふのか、また地方の實力にまかせておくのかどうか、これをお聞きしたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。公務員の給与ベース改訂につきましては、主として中央のことに關してでございますが、今政府で研究中でございます。いまして、これがもし実現するといふたしますれば、自然地方公共団体の公務員にも及ぼさなければならぬやうな情勢になるだらうと思ひます。しかしただいま出しております税法案には、それは予定しております。従つてもし中央において速急に給与ベースの改訂をするという場合には、どうし

ても中央政府の資金の援助を受けなければならぬ。かういふことになります。その点におきましてあの給与ベースの点については、大蔵大臣にその旨を私からすでに申し上げておりますが、御了承願ひたいと思ひます。

○前尾委員 それではこれにて地方税法案に關する總括的質問は終了いたします。

この際お諮りいたしますが、地方税法案に關し、大蔵委員会、通商産業委員会、農林委員会より、それ／＼本委員会と連合審査会を開きたいとの申入れがありましたので、衆議院規則第六十條によつて、大蔵委員会、通商産業委員会、農林委員会と連合審査会を開きたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員 御異議なければさう決定いたします。

なお開会日に關しましては、各委員長と協議の上、決定したいと存じますが、大体十七日、月曜日午前十時から開会いたす予定でありますから、御了承願ひたいと思ひます。明日は恐縮であります。午前十時半から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十五分散会